

熊谷市農業委員会
第31回総会議事録

令和6年2月28日（水）
熊谷市農業委員会

熊谷市農業委員会第31回総会議事録

1 開会・閉会の日時及び場所

- (1) 開会の日時 令和6年2月28日(水) 午後1時30分
- (2) 閉会の日時 令和6年2月28日(水) 午後3時30分
- (3) 場 所 めぬま農業研修センター 大会議室

2 会議を組織する委員の定数

- (1) 定員数 47名(農業委員19名 農地利用最適化推進委員28名)
- (2) 現在数 46名(農業委員19名 農地利用最適化推進委員27名)

3 出欠席の状況及びその氏名 下記のとおり

- (1) 出席数 42名
- (2) 欠席数 4名

農業委員

議席	出欠	氏 名	議席	出欠	氏 名
1	欠	木村 進	11	出	田中 輝久
2	出	森田 豊	12	出	柿沼 憲雄
3	出	塚田 修	13	出	笛木 清
4	出	大島 正	14	欠	栗原 一森
5	出	関口 久夫	15	出	大鷲 利夫
6	出	木部 富次	16	出	大野 隆一
7	出	金井 和夫	17	出	水野 明
8	出	神沼 孝治	18	出	腰塚菜穂子
9	出	権田 久男	19	出	上山 豊明
10	出	夏目 亮一			

農地利用最適化推進委員

議席	出欠	氏 名	議席	出欠	氏 名
1	出	中嶋 儀臣	1 5	欠	関口 明男
2	出	西田 茂夫	1 6	出	滝田 法明
3	出	根岸 勇	1 7	出	吉田 正己
4	出	伊藤 由行	1 8	出	岡田 藤寛
5	出	野邊 八雄	1 9	出	小崎 信明
6	出	福島 清一	2 0	出	戸森 貫一
7	出	石井 芳夫	2 1	出	長谷川 隼男
8	出	稲村 文男	2 2	出	坂本 三郎
9	出	菊地 修一郎	2 3	出	田沼 寛央
1 0	出	漆原 秋夫	2 4	欠	細田 文男
1 1	－	欠 員	2 5	出	森 一男
1 2	出	中島 正樹	2 6	出	中川 登美夫
1 3	出	奥野 進	2 7	出	林 和弥
1 4	出	小澤 好則	2 8	出	吉野 福司

4 議 事

(1) 議 案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について

(2) 報 告

報告事項(1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告事項(2) 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

報告事項(3) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

報告事項(4) 農地法第18条第6項の規定による通知について（合意解約）

報告事項(5) 農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による届出について（2a未満の農業用施設）

報告事項(6) 農地改良の届出について

5 招 集 者 熊谷市農業委員会会長 木部 富次

6 議事進行状況 別紙のとおり

事務局次長	皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、ただ今から熊谷市農業委員会第31回総会を開会いたします。 それでは、はじめに、木部会長から御挨拶をいただきます。
会長	(会長あいさつ)
事務局次長	ありがとうございました。 以降の進行につきましては、熊谷市農業委員会総会会議規則第4条に、会長が議長となる旨、規定されておりますので、木部会長にお願いいたします。
議長	それでは、着座のまま会議を進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。 はじめに、本日の総会の委員の出席者数につきまして、事務局より報告をお願いします。
事務局次長	本日の出席は、農業委員は19名中17名であります。また、農地利用最適化推進委員については27名中25名でございます。
議長	事務局より報告がありましたとおり、農業委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の総会は成立しました。 続きまして、議事録署名委員の選出及び書記の任命について、お諮りいたします。いかが取り計らいましょうか。 (議長一任の声あり)
議長	議長一任の声がありました。それでは、議事録署名委員については、5番、関口委員、9番、権田委員にお願いいたします。 また、書記には事務局職員を指名いたします。 それでは、議事に入ります。本日、審議いたします案件は、 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用） 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について 以上、5議案です。よろしく御審議願います。 各議案については概要説明とさせていただき、短時間での審議としたいと思いますので、御協力をお願いいたします。

議長	それでは、議案第１号、農地法第３条の規定による許可申請についてを上程いたしますが、議案番号１０については、新規就農の方に出席をお願いしていますので先に審議をいたします。議案番号１０について事務局の説明を求めます。
事務局	【事務局から議案第１号、議案番号１０について概要を説明する。】 議案書は３頁、議案書資料については２頁を御覧ください。 議案第１号、農地法第３条の規定による許可申請の議案番号１０について御説明いたします 申請地につきましては現地確認の結果、現在管理されていることを確認しましたので、以上のことから農地法第３条第２項の各号については、許可要件の全てを満たしていると思込されます。 事務局からの説明は以上となります。御審議の程、よろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。
事務局	特にございません。
議長	それでは、申請人の代表者にお出でいただいておりますので、議案番号１０を先に審議いたします。 申請人の入室を認めます。 （ 申請人 ○○○氏 入室 ） 本日はお忙しいところ御苦勞様です。 本市において、新たに農業経営を行いたいとのことですが、営農計画などについて説明をお願いいたします。
事務局	申請人の説明の前に、事務局から営農計画書の概要について御説明させていただきます。 作付する作物は、○○○○○○○○○○○○○○○○を予定しており、作付面積はそれぞれ○○○○○○○○○○○○○○で計画しています。また申請地の一部に○○○○○○も植えられており、引き続き栽培する予定です。 申請地については数十年にわたり耕作されておらず、低農薬での耕作から始めたいとのこと。申請人は、初めて新規就農として耕作に携わることとなり、耕作に携わるのは申請人御本人と○○○○○○○○が主ですが、○○○○○○が○○年以上営農されており、○○にも手伝っていただきながら耕作を進めたいとのこと。従事日数は御本人が○○○日、○○○○○○とのこと。 申請人が現在お住まいのところから申請地までの距離は○○○で

塚田農業委員	補助金も税金ですので、有効に活用していただきたいと思います。
事務局	この補助金ですが、兼業ではなく、専業農家の方を対象としているようです。
議長	他に、質疑等ございませんか。
	(なしの声)
議長	特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。 議案第１号における議案番号１０について、本案を許可することに賛成の委員の挙手を求めます。
	(挙手 全員)
	挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可すべきものと決しました。
	続きまして、議案第１号における議案番号１０以外の案件につきまして審議をいたします。事務局に説明を求めます。
事務局	【事務局から議案第１号、議案番号１０以外について概要を説明する。】 議案書は１頁から４頁、議案書資料については１頁から３頁を御覧ください。 議案第１号、農地法第３条の規定による許可申請について、先に御審議いただいた議案番号１０を除き、全１３件となります。取引額、現地確認等は資料に記載のとおりです。全案件とも譲受人の経営する農地は適正に管理されており、機械の保有状況、従事日数から、今後についても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第３条第２項の各号については、全件、許可要件の全てを満たしていると思込されます。 また、議案番号８及び１４について補足説明がございます。両案件とも営農型太陽光設置に伴う地上権の設定を目的しているため、許可要件として農地法第５条の一時転用許可についても併せて必要とするものです。 議案番号８については、先月の第３０回総会の議案第４号の議案番号１において既に農地法第５条の一時転用許可の審議をいただいております。現在、埼玉県に進達され審議済みであるため、本件が許可として議決されれば、３条の通常許可日である翌日の〇〇〇〇〇に許可となる見込みです。 また、議案番号１４に係る農地法第５条の一時転用許可について

事務局	は、この後御審議いただきます議案第４号の議案番号１にて上程いたします。この農地法第５条の一時転用許可が本総会後において許可相当の議決であった場合、その後埼玉県へ進達され審議されるため、本件の許可日は３条の通常許可日ではなく、農地法第５条の一時転用の許可日と同日となります。 御説明は以上となります。御審議の程、よろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。
事務局	特にございません。
議長	議案第１号の議案番号８及び１４については、事務局より５条一時転用と同日許可とする必要がある旨の説明がありました。議案番号８については通常許可日の翌日の〇〇〇となる見込みとのこと。 また、議案番号１４につきましては、このあと審議をいたします農地法第５条の一時転用と同日の許可となりますので、御了解の上、御審議をお願いしたいと思いますので別に審議いたします。 それでは、議案第１号の議案番号１４について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございせんか。 (なしの声) 特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。 議案第１号における議案番号１４について、本案が「農地法第５条（一時転用）の許可と同日付けで許可となる」ことを御了解の上、許可するに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手 全員)
議長	挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可すべきものと決しました。 次に、議案第１号における議案番号１０及び１４以外の案件について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございせんか。 (なしの声) 特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。 議案第１号における議案番号１０及び１４以外の案件について、本案を許可するに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手 全員)

議長	挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可すべきものと決しました。 次に、議案第２号、農地法第４条の規定による許可申請についてを上程し、事務局の説明を求めます。
事務局	【事務局が、議案について概要を説明する。】 議案書の５頁、議案書資料の４頁を御覧ください。 議案第２号、農地法第４条の規定による許可申請については、「自己用住宅」１件です。 農地区分や申請事由等は、議案書資料に記載のとおりです。以上、御審議の程よろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。
事務局	特にございません。
議長	それでは、本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。 （ なしの声 ） 特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。 議案第２号、農地法第４条の規定による許可申請について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。 （ 挙手 全員 ）
議長	挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。 次に、議案第３号、農地法第５条の規定による許可申請についてを上程し、事務局の説明を求めます。
事務局	【事務局が、議案について概要を説明する。】 議案説明に先立ちまして、修正していただきたい箇所がございますので報告します。 議案書の８頁、議案番号１０の申請につきましては、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇を除いていただきたいとの修正連絡がありました。住宅の開発区域の変更によるものとのことです。従いまして、削除及び合計筆数及び面積を「〇〇〇〇〇〇〇〇」を「〇〇〇〇〇〇〇〇」へ修正くださるようお願いします。 議案書の９頁、議案番号１２の申請につきましては、〇〇〇とあり

事務局	ある埼玉県が一時転用の許可をするのは、農地法第3条の地上権とセットになりますので、「条件付きでの許可相当」で御審議いただきたいと思います。農地法3条の地上権については、来月（3月）の総会で地上権の申請がなされ御審議いただく予定ですので、その許可日と調整を行う形をとらせていただきます。 要件としましては、「農地法第3条の区分地上権の申請が、農業委員会総会において一時転用の許可と同日許可とする条件付き許可とすることを決定した後に許可されたい。」ということで御審議いただければと思います。以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。
事務局	特にございません。
議長	それでは、事務局説明にありましたとおり、議案番号2については、農地法第3条の区分地上権について、3月の農業委員会総会において本案許可と同日許可とする条件付き許可を決定した後に許可されたい、という条件を付すとのことですので、先に審議いたします。本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。 （なしの声） 特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。 議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）における議案番号2について、「農地法第3条の区分地上権について、農業委員会総会において本案許可と同日許可とする条件付き許可を決定した後に許可されたい」という条件を付して、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。 （挙手 全員） 挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。 続きまして、議案番号1について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。 （なしの声） 特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。 議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請（一時転用）における議案番号1について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。

	(挙手 全員)
議長	挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。 次に、議案第５号、農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画についてを上程し、事務局に説明を求めます。
事務局	【事務局が、議案について概要を説明する。】 議案書１３頁から２４頁、議案書資料７頁を御覧ください。 議案第５号、農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画について説明いたします。 申請件数は１０１件、１６３筆、２３７，５５０．００㎡です。内訳につきましては、議案書資料の表のとおりです。 今回の計画は農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしているものと考えます。 以上、御審議の程、よろしくお願いします。
議長	事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。
事務局	特にございません。
議長	まず、議事参与の制限に関する案件がございますので、先に審議いたします。 はじめに、議案番号１０１８については、借受人が〇〇委員でありますので、〇〇委員は一時退席をお願いいたします。 (〇〇委員 退席) それでは、議案番号１０１８について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。 (なしの声) 特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第５号における議案番号１０１８について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手 全員) 挙手全員です。よって本案については原案のとおり承認すべきものと決しました。

議長	〇〇委員は、入室をお願いします。 （ 〇〇委員 入室 ） 続きまして、議案番号１０２８については、借受人が私、木部であるため、議事参与の制限により一時退席します。 この間、議長を夏目職務代理に代わっていただき、先に審議をお願いいたします。 （ 木部会長 退席 ） （ 議長を夏目職務代理に代わる ）
議長（夏目会長職務代理）	議案番号１０２８について、会長に代わりまして議事を進行させていただきますので、よろしくお願いいたします。 それでは、議案番号１０２８について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。 （ なしの声 ） 特に、質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。 議案第５号における、議案番号１０２８について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。 （ 挙手 全員 ） 挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり承認すべきものと決しました。 木部会長は入室をお願いします。ここで議長を木部会長に代わります。 （ 木部会長 入室 ）
議長	続きまして、ただいま審議いたしました、議事参与の制限に係る案件以外について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。 （ なしの声 ） 特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。 議案第５号における議事参与の制限に係る案件以外について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。

議長	(挙手 全員) 挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり承認すべきものと決しました。
	以上で全議案の審議が終了いたしました。 続きまして、報告事項（１）から（５）につきましては、「熊谷市農業委員会事務専決規程」に基づき、専決処分済みの事項でありますので、御了承をお願いいたします。 以上で本日の議案、報告、すべて終了いたしましたので、議長の職を解かせていただきます。ありがとうございました。
事務局次長	木部会長、ありがとうございました。 次に次第の６、その他に移らせていただきます。 【金井農委クラブ幹事長より積立に関する報告。農業政策課より地域計画策定に向けて第２回の話し合いの日程設定の依頼を行う。続いて、農業委員会事務局より、タブレットに係る注意喚起と依頼、意向調査の回収、進捗状況の報告、活動記録簿の提出に関する注意を行う。】 事務局からは以上ですが、皆様から何かありますでしょうか。 (なしの声) それでは、閉会のあいさつを夏目会長職務代理にお願いいたします。
夏目会長職務代理	(閉会のあいさつ)
事務局次長	ありがとうございました。

農業委員会事務局職員

局長
次長兼農政係長
主任
主任

浅見 和彦
佐藤 雅史
賛田 敦嗣
滝口 悠太

産業振興部農業政策課職員

副課長
主 事

田島 昭宏
長谷河雅司

令和6年2月28日

熊谷市農業委員会

会 長 木 部 富 次

署名委員 関 口 久 夫

署名委員 権 田 久 男